

ベトナム社会主義共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項、2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ベト ナム語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1通	1 要請書 ※1 (中央当局の名称及び 所在地についてはV) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ベトナム語の訳文添 付) ※2 ※3 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要 ※4	
V 期 間 ※5	3箇月	先例なし	
VI 大使、総領事の管轄区域	在ベトナム日本国大使	ベトナム(ホーチミン市を除く。)	
	在ホーチミン日本国総領事	ホーチミン市	

VII 中央当局	<p>名 称 Ministry of Justice of the Socialist Republic of Viet Nam</p> <p>所在地 Ministry of Justice</p> <p>Attn: International Law Department</p> <p>60 Tran Phu street</p> <p>Ba Dinh district</p> <p>Ha Noi city</p> <p>Viet Nam</p>
----------	--

- ※1 要請書及び文書の要領の記載欄（不動文字以外）は、ベトナム語で記載してください。
- ※2 ベトナム社会主義共和国は、送達の円滑な囑託のため、送達すべき文書の訳文に、公証役場の宣誓認証（公証人法58条の2）に認証文の英語訳を付したもの添付するよう求めています。
- ※3 任意交付による場合についても、同様の訳文等を要求される可能性があります。
- ※4 囑託の過程で送達実施前に費用を請求されることがあります。
- ※5 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。